役員・職員弔慰金・見舞金支給規程

〇規程制定　平成２５年４月１日
〇第１回一部改正　（令和４年９月１３日理事会）

社会福祉法人　大川市福祉会

役員・職員弔慰金・見舞金支給規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人大川市福祉会の役職員並びにその家族に死亡、傷病、災害があったときの弔慰金並びに見舞金の支給について定めるものとする。

（死亡弔慰金）

第２条　役職員及びその家族が死亡した場合は、次の区分により死亡弔慰金を遺族に支給する。この場合において、支給を受ける役職員等が２人以上ある場合は、一人について支給する。

区　　分	役　員・職　員	評　議　員
本人	２０，０００円＋生花	生花
配偶者又は子（同居）	１０，０００円＋弔電＋生花	弔電
父母	１０，０００円＋生花	―

（傷病見舞金）

第３条　役員が傷病により１４日以上入院をした場合は、同一の傷病につき一回限りにおいて傷病見舞金として次の区分により傷病見舞金を支給する。

区　　分	役　　員
本人	１０，０００円

（災害見舞金）

第４条　風水害その他の災害により、役職員又はその同居する家族の所有する家屋が被害を受けた時は、次の区分により災害見舞金を支給する。

区　　分	役　員・職　員
全焼・全壊	３０，０００円
半焼・半壊	２０，０００円

（その他の弔慰金・見舞金）

第５条　第２条から前条までに定めのないもので、状況又は事情により支給の必要があると理事長が認める場合は、適当と認められる弔慰金又は見舞金を支給することができる。

（他の給付との関係）

第６条　この規程に定める弔慰金又は見舞金は、その他の給付金にかかわりなく支給する。

附　則

（施行期日）

この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和４年９月１３日から施行する。

死亡及び災害の連絡を受けた場合、法人としてお知らせする範囲について

〇役員の場合

本人の死亡

・理事・監事全員、職員全員

配偶者及び子の死亡（同居）

・理事・監事全員、本部長、施設長

父母の死亡

・理事・監事、本部長、施設長

本人の傷病

・連絡しない。

災害

・理事・監事、本部長、施設長

〇職員の場合

本人の死亡

・理事長、職員全員

配偶者及び子の死亡

・理事長、職員全員

父母の死亡

・理事長、職員全員

義父母

・本部長、施設長、職員全員

傷病

・理事長、本部長、所属の職員全員

災害

・理事長、本部長、所属の職員全員

〇利用者の場合

本人の死亡

・理事長、本部長、利用する事業の担当職員全員

偶者及び子の死亡

・本部長、施設長、利用する事業の担当職員全員

父母の死亡

・本部長、施設長、利用する事業の担当職員全員

災害

・本部長、施設長、利用する事業の担当職員全員

上記の知らせる範囲は標準的なものであり、必要に応じて連絡範囲を変更する。